戦争に協力しない！させない！

練馬アクション

Web 版第3号　2025 年7月1日号

トランプ来日・石破＆天皇会談反対実行委員会主催「今こそ日米安保に NO!を」新宿南口情宣(リレートーク)。アピールしているのは、小倉利丸さん(JCA-NET 代表理事)。他に、清水雅彦さん(日本体育大学教授・憲法学)、大仲尊さん(沖縄・一坪反戦地主会　関東ブロック)。尾澤孝司さん(日韓民衆連帯委員会)などが発言。参加者30名。

【巻頭言】都議選、イラン戦争、韓国大統領選、NATO 首脳会談・・・雑感

■奴らを通すな！―トランプ現象としての都議選結果

慌ただしく６月が過ぎた。都議選で参政党が議席を獲得。練馬でも当選。「日本人ファースト」を掲げ、「光が丘を川口にするな！」といった主張をしていると聞く。「日本人ファースト」がトランプの「アメリカ・ファースト」のモジリであることは言うまでもなかろう。そういう意味では、都議選の結果も一種のトランプ現象と言ってもいいだろう。参院選もどうなることやら・・・。

スペイン内戦の際、反ファッショ陣営で掲げられたスローガンがある。奴らを通すな！

■トランプ・ドクトリンとイラン戦争

主権国家はそもそも自国第一主義でしかなく、いかに「普遍的価値」や「国際主義」を装っても、それは自国に都合がよい衣装にすぎない。アメリカはずっと「アメリカ・ファースト」だ。だが、その衣装を脱ぎ捨てたことは大きな転換であることは確かだ。ソフト・パワー論のジョセフ・ナイ逝って剥き出しのハードパワーを振るうトランプ・ドクトリンへ・・・。

トランプ・ドクトリンは、分かりやすいものだ。バンス副大統領は、６月 24 日にXへの投稿で、トランプ・ドクトリンを、「①米国の利益を明確に定義する、②その利益に到達するために積極的に交渉する、③必要であれば圧倒的な力を行使する」だと述べた。②の「積極的」とは「攻撃的」という意味だ。

イラン戦争は、このトランプ・ドクトリンを典型的に適用したものと言えよう。米国の利益は、イランの核開発放棄。体制転覆は望んでいるし、様々な手立ても講じているだろうが、当面の軍事的な目的は体制転覆ではない。核開発を放棄させるために、イスラエルのイラン攻撃を盾に「無条件降伏」をイランに迫る。応じなかったから、自ら爆撃・・・。

イスラエルもアメリカも、地上部隊を投入する力はない。飛び道具の応酬しかない、弾切れになれば「撃ち方止め」。イランは核開発を止めない。核開発を放棄すればリビアのガダフィの二の舞になると考えているからだ。濃縮ウランが増えたと判断すれば、またイスラエルが攻撃する。アメリカの出番は、その後だ。戦争マシーンと化したイスラエルは、戦争し続けるしかない。ドイツ外相は「イスラエルが汚れ仕事をしてくれた」と本音を語った。そう、欧米の中東における手先となって「汚れ仕事」をするためにイスラエル国家は欧米に承認され、支持され続けているのだ。石破首相もＧ７でイランを不安定要因としイスラエルの自衛権を擁護に同意した。手先を育成し、分断を持ち込み、対立を助長し、不安定状態を常態化するのが、帝国主義時代以来、先進諸国の常套手段だ。不安定状態の常態化は、シリアで今、起きていることだ。イランはずっとそういう状態だ。そもそも中東全域が不安定状態の常態化状況にされ続けているのだ。その矛がイスラエルというわけだ。

■朝鮮半島

分断・対立と言えば、東アジアの典型例が朝鮮半島だ。分断国家の一半である韓国内での分断も深まっている。共に民主党の李在明が大統領選で勝利したが、保守系の総得票率と比べると、薄氷の勝利差でしかない。尹前大統領は去ったが、検察ファッショは健在だ。政権運営は妥協を強いられる。アメリカも睨みをきかせている。尹政権の対日妥協政策も踏襲すると思われる。朝鮮民主主義人民共和国は、核開発プラス朝露パートナーシップ協定による抑止力増強路線を進めている。トランプ・金正恩会談の再演はなさそうだ。李政権の対外政策の選択肢は狭い。日米韓軍事一体化も粛々と進むだろう。既に大統領選の最中に、陸自と韓国陸軍種の初演習がフィリッピンで行われるまでに、既成事実は進行しているのだから。

■ウクライナよりも対中重視の米とNATO・・・そして日本人ファーストと防衛費GDP比5%化

日米韓軍事一体化は対中圧力強化を主眼としたものだ。イラン弱体化も、BRICs をゆさぶり中国を追い詰める戦略の一環だ。トランプ政権の対ロ融和策もその観点で捉えることができよう。NATO 首脳宣言も、ロシアを「長期的な脅威」と位置付け、ウクライナへの支援継続を再確認したものの、ウクライナ侵攻への言及はなく、NATO 全体としての支援は明文化されなかった。一方、首脳会談は、トランプの意向を受け、加盟各国の防衛費を 2035 年までに GDP 比 5%に引き上げる目標で合意した。

イラン戦争を口実に「邦人救出」を理由とした自衛隊機ジプチ派兵が行われた。これは右翼政党からすれば「日本人ファースト」ということになろう。彼らは言うだろう。「中国から日本人を守るには防衛費５％！」

（文責:池田）

【学習会報告】

「戦争に協力しない！させない！練馬アクション学習会　今年で 60 年　日韓条約ってなんだ！？」より

在日韓国朝鮮人の法的地位に関する基礎知識～その歴史的変遷

中川信明(ヘイトスピーチ許さない・練馬)

戦後 80 年、日韓条約 60 年を振り返ると、在日韓国朝鮮人が、外国人登録法（令）と入管法（令）という２つの法体系によって、いかに生殺与奪権を握られ、翻弄されてきたかに思いいたる。ここでは、特に、在日韓国人の法的地位を定めてきた入管法（令）体系の歴史的変遷について見ていきたい。

1951 年 9 月 8 日サンフランシスコ講和条約締結によって、GHQ による「占領」は終了し、日本国は「独立」した。それに伴い 1952 年 4 月 19 年法務省民事局長通達によって、在日韓国朝鮮人は、在日台湾人とともに日本国籍を喪失し、さらに 1952 年 4 月 28 日法律 126 号（「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく外務省関係省令の措置に関する法律」）によって、在日韓国朝鮮人に出入国管理令（入管令）の適用されることになった（ただし、1947 年 5 月 2 日に交付された外国人登録令においては、「みなし外国人」として対象とされ、1952 年時点では、外国人登録法に移行し、その対象となった)。

そして、法律 126 号 2 条 6 項では「別の法律で定めるところにより、その者の在留資格および在留期間の決定されるまでの間、引き続き在留資格を有することなく、本邦に在留することができる。」と規定され、在日韓国朝鮮人は、入管令で定められた在留資格や在留期間が適用されることなく、日本国に在住することができた（「法 126 該当者」「法 126 の子」)。ただし、退去強制処分や再入国許可など入管令の規定は適用された。

また、「法 126 該当者」は、1945 年 9 月 2 日以前から日本本土に在住するものと規定され、「戦後入国」(1945 年 9 月 3 日以降に日本本土に移ってきた）者は対象がはずされ、入管令 4 条 16 項 3 号（「特別在留」）の対象者とされた。

次に、1965 年 6 月 22 日、日韓条約とともに「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位および待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定（日韓法的地位協定)」が調印され（発効は 1966 年 1 月 17 日)、これによって「協定永住」が定められた。「協定永住」は、「法 126」に比して、退去強制事由が大幅に緩和された（懲役 1 年以上→懲役又は禁固 7 年以上)。しかしながら、韓国籍であることが申請の条件とされたため、在日韓国朝鮮人社会に「分断」を持ち込むことなった（無論、「戦後入国者」は対象になっていない。しかも、ここでの戦後の線引きは「1945 年 8 月 15 日」となっており、法 126 とは対象者が変わってくる)。また、親子 2 世代までと限定されたため、3 世代以降の処遇は保留とされ、1966 年発効から 25 年が経過するまでに韓国政府の要請があれば再協議することとなった。これがいわゆる「1991 年問題」である。

そして、1982 年「出入国管理および難民認定法」制定され（入管令から入管法に移行すると)、この入管法の中で、「法 126 該当者」および「法 126 の子」が申請すれば、無条件に永住資格が付与された（「特定永住」)。しかし、「特定永住」は、退去強制処分は入管法に基づいて適用され、明らかに「協定永住」と差別化された。

その後、「1991 年問題」を解決するべく、1991 年 1 月の日韓協議を経て、1991 年 5 月に「日本国との平和条約

に基づき日本国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（入管特例法）が発効され、「法 126 対象者」「法 126 の子」「協定永住」「特定永住」が「特別永住」に一本化され（申請なしにそのまま移行）、3 世代以降についても簡素な申請によって「特別永住」が許可されることとなった。なお、同時に改定された入管法において、「4-16-3」は「定住者」資格になったが、彼らも申請をすれば「特別永住」資格を得られることとなったと思われる（しかし、きちっと「裏」がとれていないので検証が必要である）。なお、外国人登録法も、1992 年の改正で、永住者および「特別永住」者の指紋押捺制度を廃止し、2012 年にはついに外国人登録法自体が廃止になった。

外国人も住民基本台帳に登録されるように、一般外国人には入管法に基づく「在留カード」が発行され、「特別」永住者には入管特例法に基づく「特別永住者証明書」が発行されることになった。しかしながら、相変わらず「特別永住者証明書」の提示義務は残され、退去強制事項もなくなったわけではない。したがって、いわゆる「永住権」には程遠いと言わざるをえない。

ただし、「特別永住」者の退去強制事由は残り、特別永住証明書の受領義務や提示義務があり、いわゆる「永住権」には程遠い。

参考資料：在日コリア辞典（朴一編・田中宏、丹羽雅雄、金敬得等執筆／明石書店）

戦争に協力しない！させない！練馬アクション第二月曜学習会

戦後 80 年　天皇、沖縄・広島・長崎“慰霊の旅”を問う

7・14学習会

問題提起　中川信明さん（練馬教育問題交流会）

1975 年訪沖・ひめゆりの塔「慰霊」の際に抗議の火炎瓶を投げられた当時の皇太子・皇太子妃＝明仁・美智子

徳仁天皇は、「戦後 80 年」の節目に当たって、硫黄島、沖縄、広島に続き長崎への訪問を行おうとしています。裕仁の「戦争責任」を隠蔽し、「平和天皇」像を演出して、その「意思」を継ぐことを表明して即位した明仁（現・上皇）。徳仁も、それを継承して即位しました。天皇制の延命を図って戦争を継続したことが、沖縄戦、そして広島・長崎への原爆投下を引き起こした一事を以てしても、徳仁の広島・長崎・沖縄訪問は、欺瞞に満ちたものであることは明らかです。この徳仁の三地への訪問の問題性を、広島・長崎の「原爆の日」を前にして、共有する学習の場を設定しました。是非、ご参加ください。　※資料代：500 円

日時：7月14日（月）19:00　会場：サポート練馬

連絡先：090－5208－5803（池田）

【活動日誌】

６月２日　辺野古新基地建設の強行を許さない！防衛省抗議・申し入れ行動
６月６日　「入隊したらさぁ大変！自衛隊　練馬パネル展」プレ企画
　異次元の大軍拡のなか　どうなる自衛隊のお仕事　お話：大内要三さん
６月６－７日　戦争止めよう！沖縄・西日本ネットワーク東京行動　６日：政府交渉　７日：交流集会
６月８日　沖縄と東京北部を結ぶ集い実行委員会大塚情宣
６月９日　戦争に協力しない！させない！練馬アクション学習会　今年で 60 年　日韓条約ってなんだ！？
６月 14 日
・６・14 米軍横田基地反対集会＆デモ
・戦後 80 年・日韓条約 60 年・改訂安保 65 年　今こそ日米安保にNO!を
　6・14 トランプ来日・石破＆天皇会談に反対する実行委員会結成集会（今後、「トランプ来日反対実」と略）
　問題提起　纐纈厚さん　在日米軍司令部機能強化と自衛隊統合作戦司令部の役割
６月 15 日　「今こそ日米安保にNO!を」新宿南口情宣　主催：トランプ来日反対実
６月 21 日
・日韓条約 60 年と植民地支配を問う―私たちがつながり直すために
　主催：日韓条約 60 年を問う６月集会実行委員会
・イラン・イスラエル戦争の即時停戦を求める研究集会　主催：明治大学国際武器移転史研究所
６月 27 日　今年は“日韓条約”60 年　日本の朝鮮植民地支配と戦後を考える　写真パネル展と講演会
　講演：愼蒼宇さん　テーマ：近代日本の戦争と戦後－朝鮮植民地支配を中心に
　主催：ヘイトスピーチ許さない・練馬
６月 29 日　沖縄戦を考える練馬の集い 2025　戦後 80 年　沖縄戦が伝えるもの
　お話：牛島貞満さん　テーマ沖縄戦と第 32 軍首里司令部壕

【集会案内】

■どうすれば回避できるの？　ヘイトが付け入るネタになりかねない　ゴミ出しトラブル

東京清掃労働組合練馬支部組合員による「外国人向けゴミ出しガイダンス」

知人に伝えたい人、近隣でのトラブルに苦慮している人　大歓迎！

７月3日(木)18:15開始　ココネリ多目的室1　協力:難民・移民フェスねりま Keepaers

■ガザ虐殺戦争、イラン戦争・・・イスラエルをトランプは野放しにするな！

アメリカのイラン攻撃糾弾！　やめろ！イラン戦争

日本政府の戦争加担を許さないぞ！7・11 行動

日時　７月 11 日(金)19:00

集合　住友不動産虎ノ門タワー(旧 JT ビル)前　虎ノ門駅(営団地下鉄・銀座線)5 分

呼びかけ　トランプ来日・石破＆天皇会談に反対する実行委員会

■飲み食いしながら参院選結果を踏まえてこれからの運動を考える7・21 政談会
日時　7月 21 日(休日)17:00　会場　皆来　先着 15 名　予定価格:3000 円±500 円
呼びかけ　戦争に協力しない！させない！練馬アクション　連絡先　090－5208－5803(池田)

■大軍拡と基地強化に NO!アクション2025　発足集会

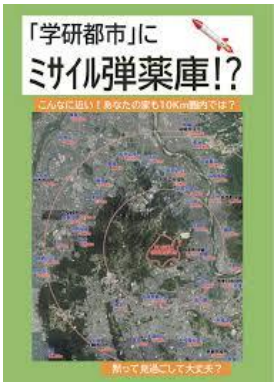

学研都市にミサイル弾薬庫！
黙って見過ごしてよいの？
お話　呉羽真弓さん

「京都・祝園ミサイル弾薬庫問題を考える住民ネットワーク」共同代表
「戦争を止めよう！沖縄・西日本ネットワーク」共同代表。

日時　8月2日(土)　13:15開場　13:30開始

会場　文京シビックセンター・5階・会議室 C　※資料代 500 円

■入隊したらさぁ大変！自衛隊　練馬パネル展

8月12日(火)・13日(水)　会場　ココネリ3階ホール　入場無料
★パネル解説　案内人:大内要三さん　両日とも15時から
★オンライン講演会　12日19時から　元自衛隊員セクハラ被害者の証言
お話:魚住真由美さん
★資料映像上映＆解説　13日19時から

■トランプの創る世界に NO!を8・17集会

日時　8月 17 日(日)　13:15 開場　13:30 開場　会場　文京シビック4階ホール　資料代　500 円
【問題提起】
・西欧から見たトランプが創る世界　鵜飼哲さん(一橋大学名誉教授／フランス現代思想)
・中東とトランプ時代のアメリカ　佐原哲哉さん(明治大学政経学部教授／東欧史・中東史)
・ジェンダー・セクシュアリティの権利に関するトランプ政権の攻撃と日本への示唆
本山央子さん(アジア女性資料センター、お茶の水女子大学／フェミニスト国際関係論)
主催　トランプ来日・石破＆天皇会談に反対する実行委員会

■“戦後 80 年”目の 8・15 を踏まえ、9・1を前にして
学び舎の中学社会・歴史的分野の教科書『ともに学ぶ人間の歴史』を通して歴史像の今を考える 8・25 学習会　※資料代:500 円
日時:8 月 25 日(月)20:00 より(終了予定 21:30)　会場:ココネリ3階・多目的室2
呼びかけ　ヘイトスピーチ許さない・練馬／練馬教育問題交流会　連絡先　090－5208－5803(池田)

■米軍・自衛隊参加の東京都総合防災訓練2025に反対する8・30集会

勝手に煽るな！防災に名を借りた戦争訓練―防災・「避難」・治安出動

日時　8 月 30 日(土)13:45開場　14:00開始（予定）
会場　練馬区役所 20 階・交流会場　※資料代　500 円
主催　米軍・自衛隊参加の東京都総合防災訓練に反対する実行委員会
協力　戦争に協力しない！させない！練馬アクション　あるこう会(板橋)
連絡先:090－5208－5803(池田)　090-3509-5441(あるこう会(板橋))

■2025/08/30　映画「津島-福島は語る・第二章-」練馬上映会
映画「津島-福島は語る・第二章-」練馬上映会
日時　8 月 30 日(土)18 時 20 分～21 時 30 分(開場 18 時 15 分)
会場　練馬区立区民・産業プラザ(ココネリ)ホール西側　参加費　1,000 円(事前予約 900 円)
主催　核・原発のない未来を子どもたちに@練馬
※ご予約お問い合わせ　nonukes.nerima@gmail.com

【読書案内】戦後 80 年 8･6ヒロシマを前に読んで欲しい本

宇吹暁『ヒロシマ戦後史 被爆体験はどう受けとめられてきたか』(岩波書店、2014 年)

本書は、“戦後 70 年”を前にして書かれた「ヒロシマ戦後史」である。

「ヒロシマ」といえば、原水爆禁止運動を思う浮かべる人が多いだろう。本書の「第四章　原水爆禁止運動の出発」、「第五章　原水爆禁止運動の展開」には、「ビキニ水爆被災事件と原水爆禁止を求める世論の勃興」から、原子力の平和利用論をめぐる論議、米ソによる核実験に対する対応、60 年安保改定反対などの政治スローガンをあげる動きとそれへの反発、自民系や民社系の離脱、交錯する社共の思惑、そして原水禁運動の「禁」と「協」への分裂に至る過程が簡便に記述されている。その後の多様な運動の動き―平和教育、原爆遺跡の保存運動など―についても、「第六章　被爆体験の展開」、「第七章　被爆体験の国際化と歴史化」で追われている。被爆者援護法（「第四章３原爆医療法」など）や韓国・朝鮮人被爆者問題（第六章３．８など）について知りたい人にも、よき入門書となろう。

だが、本書は「運動史」ではなく「戦後史」である。その「戦後史」たる特色を端的に示しているのが「第一章　原爆被害者の戦後への出発」、「第二章　占領下の広島」、「第三章　原爆タブーからの解放」である。評者（池田）は、かつて某雑誌に「戦後反戦平和運動史」を連載した際に調べた折、戦後直後の時点であまりに前向きな「平和観光都市」としての「復興」が語られていて驚いた。それと原水爆禁止運動の「分裂」にも指摘されるいわゆる「政治的引き回し」の問題は平和擁護運動の段階で既に「体験」されていて、原水爆禁止運動との間には大きな断絶があったことに立ちすくんだことがある。そうした原水爆禁止運動以前の「戦後ヒロシマ」について知ることは、今を考える上でも必須ではなかろうか。

今回、本書を読み返して気づいたのは、“慰霊のヒロシマ”だ。“戦後 80 年　慰霊の旅”の一環として、ノリヒト天皇が広島を訪問した。広島における天皇に対する「歓迎」ぶりを意外と感じる人も少なくない。だが、“慰霊のヒロシマ”の観点から「戦後史」を振り返ると、連続性が見えてくる。

「御分骨」と「納経」といったものは敗戦前から行われていた。消息探しが一段落した９月から「慰霊祭」の開催が増えた。「復興事業に着手する前に公式の供養を」といった市民の要望に応えて広島市が供養塔の建設の建設を計画し、護国神社跡などを候補地として検討し出したのは 1946 年春（設置場所は最終的には慈仙寺鼻に決定）。８月５日には護国神社跡で広島市町村町会連盟主催の平和復興市民大会。花電車まで登場した。宇吹はこうした動きを「憲法の平和主義の精神を先取り、もしくはその精神を受けて展開されたものということができよう」と言う。広島市、商工会議所、観光協会が発起人になった 1947 年８月６日の平和際は、占領軍の後援を受けた。また、当時の広島文理大学学長・長田新たちは、「平和攪乱の罪で天の制裁としてあとかたもなくなった広島城跡に軍閥横行の地を清め、平和の芽生えを守る意味で」、「平和の女神像」を建てようと計画した。

政府首脳からの動きでは、1951 年１月に当時の大蔵大臣・池田隼人を外相発起人として「広島平和記念聖堂建設後援会」への加入が呼びかけられた。何と、後援会の名誉総裁には高松宮が就任。９月に建設中の聖堂で行われた平和祭にも参列。

以上は、本書の「慰霊」にまつわる記述のごく一部に過ぎない。だが、これだけでも、護国神社、米軍、政府、皇族まで登場する「復興」（経済成長）と結びついた「平和（慰霊）祭」というものはとんだ代物だということがお分かりいただけるのではないだろうか。

こうした“慰霊”の威力に抗する反戦平和の運動と思想を練り上げる上でも、「ヒロシマ戦後史」は必読だ。

（文責:池田）

【雑誌読み漁り】防衛産業最前線　週刊エコノミスト2025･6･24

マル経（マルクス主義経済学）の「大恐慌がやってくるヤァヤァヤァ」話なんて読んでないで、「エコノミスト」とか「東洋経済」を読め！　80年代前半に時代遅れも遅れの学生運動やりながら、てなことを後輩に言っていた私だが、「エコノミスト」（毎日新聞出版）はやっぱ役に立つ。

2025年６月24日号の特集は「防衛産業最前線」。小泉悠「ロシアの防衛産業　造船、航空など政府主導型で再編　売上高５兆円超「ロステック」も」は、「ウクライナ戦争でロシア軍が継戦能力を失わない背景」を知る上で読むに値する。鵜飼博史「欧州再軍備　独国防関連費はGDP比５％へ　財政と技術革新で域内成長後押し」は、「国防面で米国依存を弱め・・・米国との関係を対等化する契機となるだろう」、「欧州の経済成長を下支えすることも期待できる」、「イノベーションが・・・生まれる可能性への道を開く」と、トランプのアメリカに翻弄されるだけの欧州でなく、軍拡主導経済成長に向かう欧州の思惑を垣間見せる。それには欧州を鏡とした日本の未来像提示という意図も込められているのだが・・・。

天海源一郎「日本の防衛関連10銘柄　「防衛費16兆円増」に反応　三菱重６倍、IHIは４倍に」、今井正之「世界の防衛関連10銘柄　売上高１位は米ロッキード　韓国ハイファは株価４倍に」とか、投資に役立つ情報もある（皮肉です。褒めているわけではありません）。そんな投資情報が公然と語られるほどに防衛産業が活況を呈しており、それを有望投資先かもしれないと思う投資家がいるということだ。自分たちの周囲にはそんな人はいないかもしれない。だが、それが現実だ。そういうことを知れるという点で役立つ。恐ろしい話だが、そこまで「死の商人アレルギー」は風前の灯になっている！

だが、まだまだ引き返すことはできる。インタビューで「通常兵器は売上高10％まで　核関連企業には投資せず」と語るESG（環境、社会、企業統治）に特化した運用会社の社長である高橋庸介によれば、「三菱重工業の売上高の防衛関連売上高の比率は10％未満と計算できることから投資先としている」とのこと。10％だって大きいし問題だが、三菱重工すらまだ10％に達していないなら、経済の軍事化の流れを反転させる可能性もある。願望に過ぎないかもしれないが・・・。

清谷信一「国産装備品　防弾チョッキ一つが363万円　非効率極まる自衛隊の装備調達」は、現状の装備調達の問題性を抉る。非効率なのは「顧客が防衛省だけ」だから性能も悪いと言う。「輸出で顧客を外国政府に広げられるが、不慣れな外国市場に挑むリスクを負おうとする日本のメーカーはほとんど見当たらないのが現状だ」と嘆く。「防衛省に防衛産業に痛みを伴う改革を迫る気配は見えない」とも・・・。裏返せば、「業界再編や事業統合」で「メーカーの経営を改善」し、効率化を果たし、輸出競争力を高めよという主張だ。

自衛隊の装備と技術革新の今後という点では、小野圭史「軍用ドローン　“革新的なゲームチャレンジャー”　実戦投入で石油生産にも被害甚大」は必読。ウクライナ戦争でドローンが「戦況の鍵を握る主役に躍り出た」と言う。自衛隊も対戦車ヘリをドローンで代替していくそうな。小野は防衛省防衛研究所主任研究官だから、そうしていくのは確実なのだろう。小野は、「無人装備は・・・戦闘車両、水上艇、潜水艇にまで広が」っていると言う。「人工知能を組み合わせる・・・進展」も見られると語る。そして「新しい市場ではスタートアップ企業の新規参入も期待できる」と述べる。この分野での軍民共用技術の軍産複合体の形成に警戒することが必要だ。

同じく小野は「日本の防衛産業　米軍機や艦船を整備　装備品や防衛技術を共同開発」も執筆している。これこそ、必読中の必読論文。石破首相の言う「日米安保を新たな高み引き上げる」ことの大きな側面として、日本の“米軍の極東のメンテナンス工場化”、“日米共同軍産複合体化”があること踏まえた日米安保批判が必要であることを痛感させられる。

（文責:池田）

【文化欄：反戦歌謡考①】

〔連載開始に当たって　池田〕
　逝去された堀純さん(部落解放同盟・練馬支部長)の思い出を語る集まりのことである。堀さんの軌跡を辿る映像が上映された。そのデモのシーンのバックに、岡林信康の「友よ」が流れた。それに異議の声が出た。映像制作者も多くの来場者も、なぜ異議が出るのか分からなかったようだ。
　異議の声を出した人自身は、70 年代半ばのシーンで、いくらデモのシーンでも「友よ」は時代に合わないだろう・・・ということだったとのことだ。そう時代がズレている。
　僕が中学一年の頃だから 1973 年頃だと思うが、岡林は、「ホビットに行くのは死んでももういやだ！」と叫ぶ歌の中で、内ゲバ出撃部隊の隊列らしきものに加わってとある公会堂前を通った際、丁度その公会堂から出てきたフォーク歌手をからかって、「こういう時に出てくる歌は「友よ・・・」」と、自身の曲「友よ」をやゆっていた。「友よ」と歌えなくなった・歌いたくないと思うようになった時代があったこと。それも忘れないで欲しい・知って欲しい。
　てなこと考えていたところ、僕よりもずっとずっと若い僕の予備校講師時代の元生徒たちから、「お年寄りの池田先生は知らないだろうけど、80 年代以降も反戦ソングありますよ」と言われた。で、「紹介してよ」と言ったら、連載してくれることになった。
　まずは、SEKA NO OWARI(セカオワ)からとのこと。十数年前、生徒から「先生、最近の音楽で知ってるのありますか？」と聞かれ「セカオワ」と答えたら、「先生、中2病すか」と言われたセカオワだ。さてどういう曲なのか。ご一読あれ。

SEKAI NO OWARI（セカオワ）『Death Disco』論

　多くの反戦ソングを発表しているセカオワですが、今回ご紹介するのは『Death Disco』（作詞：Fukase、作曲：Nakajin・Fukase）です。『Death Disco』はセカオワとしては最初の配信限定シングルとして 2013 年 10 月 30 日に発売され、2015 年 1 月 14 日にリリースされたアルバム『Tree』に収録されました。

　以下、**ボルドー字体**が『Death Disco』の詞の抜粋です。

君に神はいない
いわゆる無神論者
神が定めたキリツなど、君にとっちゃ関係もないはず

そのはずなのにどういうわけか
いつしか君は信じてる、とある思想を君は信じてる
ダレに教えられたかは知らないが君は絶対的に信じてる
「命に価値がある」と信じてる
「人を殺してはいけない」と思ってる

なんで？
「なんでってそりゃあ」

君は何を信じてる？
クエスチョン

　という倫理的な問いかけで始まるのですが、この「命に価値がある」と信じてる、「人を殺してはいけない」と思ってる…という詞は最後に回収されるので、とりあえず置いておきます。

君に神はいない
つまり無神論者
目に見えるモノしか信じない主義
神の起こす奇跡など、君にとっちゃファンタジーの世界
でも、君は信じてる
宇宙があると君は信じてる
見たことないし、行ったことないけど君は「宇宙」を夢見てる
科学者たちを信じてる
“科学的に証明されたものは「真実」”
だと君は思っている

なんで？
「なんでってそりゃあ」
君は何を信じてる？
クエスチョン

　“科学的に証明されたものは「真実」”だと思っている人って意外に多いですよね。でも、そういう人に“「科学」って何？”って訊くと、明確な答えがなかったり…。
　科学と疑似科学の違い、どこで線引きするのかを考えることもなく、“科学的に証明されたものは「真実」”って…それはないと思いませんか？

君に神はいない
いわゆる無神論者
正義と悪の区別など、君にとっちゃ関係もないはず

そのはずなのにどういうわけか
いつしか君は信じてる、悪は滅ぶべきだと思ってる
自分の中にある正義をもって悪を滅ぼすことの「意味」を信じてる
せいぎせいぎせいぎせいぎ…
の中にあるたくさんのギセイを君は絶対疑わない

なんで？
「なんでってそりぁ」
君は何を信じてる？
クエスチョン

　「正義のために悪は滅ぶべき」で「正義のためのギセイは仕方がない」と君が思っているのはなんで？
　君は「命に価値がある」と信じて「人を殺してはいけない」と思っていたはず…ではなかったの？
　と、Fukase くんは問いかけていたわけですね。（と、Fukase くんの一ファンは解釈しました。）

　『Death Disco』を訊きながら、当然のように信じていることについて「なぜ信じているのか」問い直してみませんか？

（文責:佐藤えり）

【科学哲学への招待①】

〔連載開始に当たって　池田〕
核開発に代表されるように巨大科学は軍事と一体不可分です。半導体、AI、量子技術などの分野で日米軍産複合体の形成が進められようとしている現在、科学技術をいかに社会的に制御するのかは、避けて通ることができない課題のひとつだと思います。そこで「科学哲学への招待」と題して、科学哲学を専攻していた方に連載をしてもらうことにしました。

新田孝彦/蔵田伸雄/石原孝二[編]『科学技術倫理を学ぶ人のために』(2005 年、世界思想社)

科学技術が変化すれば、戦争のあり方も変化します。

核エネルギーの科学技術、情報通信の科学技術、ドローンの科学技術…現在も科学技術は変化し続け、戦争のあり方も変化し続けていると言うことができるでしょう。

しかし「戦争という目的のために、科学技術は進歩した」として、戦争を正当化することができないのは何故でしょうか。

『ニコマコス倫理学』で「技術とは『何かを製作する能力』である」と定義したアリストテレスによれば、「いかなる技術も、いかなる研究も、行為も選択もみな同じように、或る一つの善を目指している」。つまり、何か「善い目的」のために「手段」を製作するのが技術であると言うことができます。従って、「戦争という目的のために…」では、まず「その『目的』自体が正しく立てられているのか？」が問われるため、戦争を正当化することはできない、ということになります。

それでは、手段を製作する「技術」そのものには、どのような倫理的課題があるでしょうか。

『科学技術倫理を学ぶ人のために』の編者・新田孝彦は、U・ベックのいう「危険社会」における「技術の危険」とK・ヤスパースのいう「技術の魔性」という二つの観点から、倫理的課題を指摘しています。

まず「技術の危険」に関しては、「技術とその産物とを不注意に、あるいは誤って使用することによって直接的にもたらされる不都合な結果（内在的な危険）」がある一方、「その技術と産物が（たんに不注意ではなく、意図的に）本来の用途とは別の仕方で使用されることから生ずる危険（外在的な危険）」があります。

それに対して、「技術の魔性」については、「本来は人間の目的に奉仕する手段であるべき技術が、その産物と、それを維持運営するための組織を通じて、逆に人間を支配するようになる事態」＝「外在的な魔性」がある一方、「技術に不可避的に危険が伴い、あるいは人間支配のために利用されうるとしても、しかしこれまで技術がもたらしてきた成果のゆえに、技術によって引き起こされる問題は、ふたたび技術によって解決されうるという考え、いわば技術万能主義とでも言うべき観念を誘発する魅力が技術には備わっている」こと＝「内在的な魔性」があると新田孝彦は整理しています。

総論　科学技術倫理とは何か.....新田　孝彦
第Ⅰ部　技術者倫理
第１章　エンジニアリングの倫理.....岩崎　豪人
第２章　専門職の倫理と技術者.....伊勢田哲治
第３章　技術倫理の諸問題と技術者倫理教育.....札野　順
第４章　工学教育改革と技術倫理.....調　麻佐志
第Ⅱ部　科学技術の知と倫理
第１章　工学の認識論.....齋藤　了文
第２章　スペースシャトル・チャレンジャー号の
　爆発と技術者の倫理.....蔵田　伸雄
第３章　技術の哲学と倫理ー技術文化と公共性ー.....直江　清隆
第４章　科学技術のリスク評価とリスク認知.....石原　孝二
第Ⅲ部　科学技術と社会とのコミュニケーション
第１章　科学コミュニケーション
　ー研究結果の「公表」をめぐってー.....杉山　滋郎
第２章　サイエンスショップ
　ー市民社会をエンパワーする専門性ー.....平川　秀幸
第３章　科学技術への市民参加
　ーコンセンサス会議を中心にー.....若松　征男
第４章　なぜ科学技術の規制が必要か
　ー制度論的考察ー.....小林　傅司

そして、この「技術の危険」と「技術の魔性」という二つの観点から、技術をめぐる倫理も大別して二つの課題があるとして、「一つは、それぞれの技術が本来内包している危険をいかに防止し、それを安全に使用するために、あるいは誤用されないようにするためには何をなすべきかということ、すなわち『安全の確保』であり、もう一つは、それぞれの技術が人間と社会のあり方に与える影響を考慮して、その技術を使用するか否か、あるいはどのように使用するかを選択するということ、すなわち技術に対する人間の『自律的選択の確保』である」と分類しています。

この二つの倫理的課題の重要性について、「技術的な合理性や経済的な効率といった他の制約条件満たすために、『安全の確保』や『自律的選択の確保』という倫理的課題そのものを放棄してはならない、ということである。倫理的課題を他の諸条件とトレードオフすることは倫理的問題の消去にすぎず、その解決ではありえない。『人間の倫理』と『技術の倫理』の要請を受け入れ、いくつもの問題事例に学びつつ、よりよき解決の道を探ることこそが、技術者に求められているのである」と新田孝彦は述べています。

科学技術倫理はただ「技術者だけが学べばよい」わけではなく、「現代社会に暮らす市民が学ぶ」ことにも意義があります。以下は、新田孝彦の文章の引用です。

「本書が目指しているのは、たんに『技術者の職業倫理』を確立することではなく、現代社会のあり方を根底から規定している科学技術に対して、そこに暮らす一人の市民としてどのように関わるのかという問題に関心をもつすべての人々に、さまざまな考察の視点を提供することである」。

「科学技術政策は、たんにわれわれの生活に大きな影響を与えるという意味においてだけではなく、政策決定の本来の主体は市民であるという意味におても、われわれ自身の問題でなければならない。今後われわれの社会はどのような科学技術を発展させ、どのように利用してゆくべきなのか、さらに、そうした問題についてどのようにして社会的合意を形成してゆくべきなのかという問題に関しても、われわれには社会を構成する一市民としての態度決定が迫られている。科学技術に対して過度の幻想を抱くのでもなく、いたずらに懐疑の目を向けるのでもなく、科学技術と人間のあり方について現実を見据えた上で対処するという、すぐれて倫理的な態度が要求されているのである。本書は、こうした問題関心のもとで、『技術者に求められる倫理とは何か』、『科学技術に特有な知のあり方と倫理問題はどのように関連しているか』、そして『科学技術と社会との間のコミュニケーションはどうあるべきか』と、順を追ってテーマを広げながら、それぞれについてできるだけわかりやすく論点を提示しようと試みたものである」。

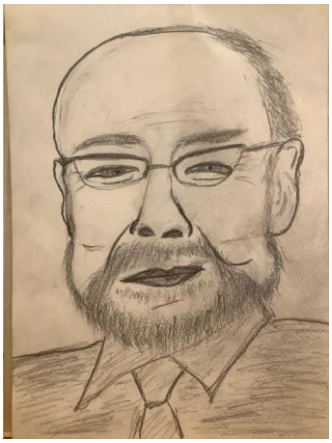
新田孝彦さん似顔絵

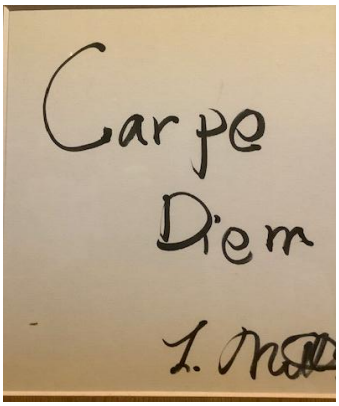

新田さん座右の銘
今日を生きよ！

…わが伯父ながら、なかなか良いことを言っていますね。

科学技術倫理を学んでみようと思ってくださる方が、一人でも増えますように。

（文責:佐藤えり）

・・

〔編集会議ご案内〕

第5号(9月1日発行)から編集会議を踏まえて作成する態勢を取ります。
下記の日程・場所で開催しますので、関心のある方は090－5208－5803(池田)に連絡ください。

8月1日(金)19:00　藍苑(練馬駅北口徒歩10分)

【資料】重要土地等調査規制法に関する練馬区への質問＆要請と回答です

7 練総総第 354 号
令和 7 年 6 月 19 日

重要土地調査規制法を憂慮する練馬区民の会の皆様

練馬区総務部総務課長　苗村　聡

重要土地調査規制法を憂慮する練馬区民の会を代表して大槻様、中川様および池田様より、令和 7 年 4 月 25 日付け文書でいただいたご質問および要請について、以下のとおり回答申し上げます。

1　質問について

⑴　2024 年度に練馬区内で「機能阻害行為」は発生しましたか。発生したなら、どのような「機能阻害行為」が何件発生したのでしょうか。また、その連絡は、どの機関から得たものでしょうか。

（回答）
区が認知するかぎり、令和 6 年度に練馬区内において機能を阻害する行為の事例はありません。

⑵　練馬区内の注視区域に関して、その範囲の変更や、特別注視区域への指定替えなど、変更はありましたでしょうか。

（回答）
練馬区内の注視区域に関して、その範囲の変更や、特別注視区域への指定の変更はありません。

⑶　注視区域において、現地・現況調査、不動産登記簿や住民基本台帳等の公募収集、所有者等からの報告徴収（第 8 条）といったものが行われましたでしょうか。ご存じでしたら、どのようなものが何時、何件、どの機関によって行われたのか、練馬区がご承知になった経過も含め、お教えください。

（回答）
国は、調査等の実施の有無を含め、当該情報を非公開としていることから、区においてお答えすることはできません。

(4) 重要土地等調査規制法第７条（利用者等関係情報の提供）に基づいた練馬区からの情報提供をなされましたか。なされたとしたら、何件でしょうか。それぞれ、何時、どの機関から、どういう形で、提供を求められたのでしょうか。

（回答）
国は、利用者等関係情報の提供の有無を含め、当該情報を非公開としていることから、区においてお答えすることはできません。

(5) 重要土地等調査規制法第22条（関係行政機関等の協力）に基づいた「資料の提供、意見の開陳その他の協力」を、練馬区はなされましたか。なされたとしたら、何件でしょうか。それぞれ、どのような資料を提供されたのか、意見を開陳されたのか、またどのような「その他協力」をなされたのでしょうか。それぞれ、何時、どの機関から、どういう形で、提供を求められたのかも含め、明らかにしてください。

（回答）
国は、資料の提供等の有無を含め、当該情報を非公開としていることから、区においてお答えすることはできません。

2 要請について

(1) 「機能阻害行為」、注視区域に係る変更等について、情報を収集し、それらの影響が及ぶおそれのある当該住民に情報を提供してください。

（回答）
機能阻害行為は、国が土地等利用状況調査等により確認します。区として情報収集することは考えておりません。
注視区域に係る指定の変更については、審議会等の議論を経て国が決定するものであり、国から国民に対する情報提供が必要であると考えています。区としては、引き続き、国の求めに則った対応を行ってまいります。

⑵　練馬区内で重要土地等調査規制法に基づいて、どのような機関どのような調査、公募収集、所有者からの報告徴収などをしているのか、プライバシーを侵害するなど区民に不利益が及ぶことのないよう注視し、不利益が及ぶおそれがある場合は当該機関に抗議すると共に、当該住民に情報を提供してください。

（回答）

令和４年９月 16 日付けで閣議決定された基本方針において、土地等利用状況調査は、公簿等の収集を基本とし、必要に応じて、現地・現況調査や報告または資料の提出の方法を適切に組み合わせる形で、内閣府が一元的に実施することとされています。また、収集した個人情報は、内閣府が一元的かつ適正に管理し、必要な情報漏えい対策を講じるなど、厳格な管理を徹底することとされています。

当該調査は、国の責任において実施されるものであり、区として意見を述べる考えはありません。

⑶　重要土地等調査規制法第７条（利用者等関係情報の提供）に基づいた情報を求められた際には、当該住民にその旨、お知らせください。

（回答）

前述したとおり、国は、利用者等関係情報の提供の有無を含め、当該情報を非公開としていることから、区においてお答えすることはできません。

⑷　重要土地等調査規制法第 22 条（関係行政機関等の協力）に基づいた資料の提供、意見の開陳その他の協力」は、義務規定がありません。区民のプライバシーを優先して、協力を控えてください。

（回答）

令和４年９月 20 日付け内閣府の通知（府政土第 61 号）では、法第 22 条は、勧告等の措置を講じるべきか否かを判断するに当たり、個別具体の状況に応じ、地域の実情を把握している関係行政機関等の有する知見を取り入れる必要があることなど、関係行政機関等の協力が適当な場合があることから、協力を求める根拠規定を置いたものとされています。

区は、法の規定に基づき、適切に対応してまいります。

(5) プライバシーの侵害や不動産価格への影響など区民生活に支障をもたらし、練馬区の都市計画などにも障害をもたらしかねない注視区域指定の撤回を、国に求めてください。

（回答）

「注視区域」指定等について、審議会等の議論を経て国が決定するものであるため、区として意見を述べる考えはありません。